

日本労働年鑑 第56集 1986年版
The Labour Year Book of Japan 1986

第三部 労働政策

IV 経営者団体の労働政策

1 賃金

4 その他の動向

逆生産性基準原理への批判

(1)日経連の労働経済特別委員会(ともに西野嘉一郎委員長)は八月一日、合同委員会を開催し、経済・社会政策研究会の佐々木孝男代表を招き、同盟が賃金理論として採用した同氏の「逆生産性基準原理」の話を聴取した。この「逆原理」は、前提としての、現在労働者の消費生活は、経営側の主張するように買う物が無いというほど高い水準にはない。したがって、消費を高めるには、二～三%ではなく、四～五%の成長が必要である。そして、この高目の成長率を達成するには、生産性基準原理の数字(実質成長率マイナス就業者伸び率)に消費者物価上昇率をプラスした水準の賃上げが必要だとするものである。

(2)「敵を知り、己を知らば百戦危うからず」の孫子の兵法に習って佐々木代表を招いた日経連側は、この主張にたいし、これは「一種の調整インフレ論」だとして、三点を指摘した。第一に「インフレをいったん認めてしまったら、なかなかとり返しのつかない状況に陥ってしまうおそれが強い」。第二に、政府のなかにある「インフレ期待を刺激しはしないか」。第三に「高齢化社会を迎え、年金制度などを考えると、物価安定は絶対につづけなければならない」。また、二年つづきの「低賃上げ」であったのに、日本経済は年率五%の成長を達成したのは「逆原理」ではどう説明するのか、と反論した(『日経連タイムス』一九八五年八月九日)。

「支払能力」算定します

日経連は一昨年、企業の支払能力算定の方式をまとめた(日経連調査部編『支払能力からみた適正賃金決定』日経連弘報部刊)が、その後、この方式をコンピュータに乗せることを研究していたが、そのプログラムが完成し、三月二五日より会員企業を中心に支払能力測定サービスをおこなうことになった。過去五年間の主要経営指標と今後の具体的経営ビジョンをもとにシミュレーションをおこなうというものである(『日経連タイムス』一九八五年三月二一日)。

産業別最賃を廃止せよ

日経連はたびたび、『日経連タイムス』紙上で、この主張をくり返した(一九八四年一〇月四日、一二月六日、八五年六月一三日)。ここでは、最終の第三回目の主張「産別最賃廃止に早期決着を」を紹介する(抜すい)。

(前略)

使命を終えた産別最賃

周知のように、わが国の最賃制度は、現在、地域別最賃と産業別最賃の二本建てになっている。このうち産業別最賃は、本来、地域別最賃、つまり地域(通常は都道府県単位)に働く労働者全員を対象にする地域包括最賃を導入するためのいわば経過措置的なものとしてつくられたもので、地域包括最賃が全国的に普及、定着した今日では、すでにその使命は終わったというべきものである。

こうした考え方は、中央最低賃金審議会が昭和五十六年に出した答(いわゆる「56答申」)でも明記されている。この答申では、現行の産業別最賃は経過措置として最賃適用の効率的拡大を図るという役割を果たしてきたが、地域別最賃が定着した今日では、その経過措置的な役割・機能の見直しを行うべきである、とした上で、現行の産業別最賃については昭和六十年度に「廃止の時期と方法を決定する」という基本方針を示している。そして、その方向にむかって、現在、中央最低賃金審議会の場で論議が進められているのである。

(中略)

ただ、こうした中で目立つのは、使用者側の積極的姿勢に対する労働側の消極的、現状維持の姿勢である。労働側には、使用者側と違ったそれなりの事情があるのかもしれないが、56答申を認めながら、その実践の段になると、できるだけこれを引き延ばそうとするかのような姿勢は明らかに矛盾であり、大方の納得は得られまい。

新しい産業別最賃のあり方

もちろん廃止しようといっているのは、従来の産業別最賃であって、56答申では、これにかわる新しい産業別最賃のあり方についても述べているのは周知の通りである。

新しい産業別最賃は、従来の産業別最賃とはその性格を全く異にしたもので、いわばある技能を有する労働者の集団に対して適用されるものである。したがって、これまでのような大ぐくりのものではなく、ある産業の特定の基幹労働者といった小ぐくりの産業ないし労働者のグループを対象としたものになる。

つまり、ソーシャル・ミニマムとしての最低賃金は地域別最賃一本でよいのであり、その上にさらに最低賃金を設定するのならば、当然そうした形のものであるべきという趣旨である。しかもそれは、労使の合意があってはじめて作られるものであって、これまでのように行政に全面的に面倒を見てもらって作るようなものではないのである。

行革の見地からも推進を

一方、行革の見地からも、産業別最賃の廃止はぜひ進めなければならない。いうまでもなく、行政のあり方は簡素を旨とし、不要なものはこれを廃止し、屋上屋を避けて必要最小限のものにとどめていくべきであるが、最低賃金制度における産業別最賃についても、このことが言えそうである。

(後略)

■←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
